



議案第五十六号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年六月二十五日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年六月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年二月三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表中

日当 (一日につき)		宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)	
八五〇円		県内	県外	八五〇円	
三三〇〇円		四二〇〇円			

を

日当 (一日につき)		宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)	
一一〇〇円		県内	県外	一、一〇〇円	
五〇〇〇円		五六〇〇円			

に改め

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

五五〇〇円	鉄道五十キロ 未満
六三六〇円	鉄道五十キロ 以上 未満
七七九〇円	鉄道百キロ 以上 未満
九三三〇円	鉄道三百キロ 以上 未満
一二四三〇円	鉄道五百キロ 以上 未満
一四三七〇円	鉄道千キロ 以上 未満
一六五五〇円	鉄道千五百 キロ以上 未満
二〇八一〇円	鉄道二千 キロ以上

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年六月一日以後に出発した旅行から適用する。